秋 田 市

名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園

― 修復整備に伴う発掘調査概報 ―

2013.3　秋田市教育委員会

序

名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園は、江戸時代前期に秋田藩主佐竹氏が藩士に下賜した土地に建てられた別荘を起源とするもので、当初は「得月店」と呼ばれていました。９代藩主佐竹義和の時代に「如斯亭」と改め、藩主の御休所や藩の迎賓館、文人墨客の交友の場として大いに活用されてきました。

本庭園は、昭和 27 年に県の史跡に、平成 19 年２月６日に国の名勝に指定（平成 23 年２月７日追加指定）され、明治時代以降民間所有でありましたが、平成 22 年３月 29 日に秋田市に寄贈されました。本市では、庭園を保存・管理してまいりますが、今後一般公開に向けた修復整備を行う予定であり、今年度は、整備に先立ち藩政期以降に改変された部分を知るために、発掘調査を行いました。

発掘調査の正式な報告は、修復整備報告書に掲載する予定ですが、今回は、調査結果の概要を報告いたします。

刊行にあたり、調査・整理作業にご協力いただきました関係各位の皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも、文化財保護につきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

平成 25 年３月

秋田市教育委員会

教育長　芳　賀　龍　平

例　言

1　本書は、名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園の修復整備に伴う発掘調査の概要を示す概報である。
2　本事業の正式な報告は、修復整備報告書に掲載する予定である。
3　本事業は、秋田市教育委員会が調査主体となり、国庫補助金の交付を受けて行った。
4　本書の執筆・編集は、神田和彦が行い、安田忠市の指導を得た。
5　出土遺物および記録類は、秋田市教育委員会が一括して保管する。
6　発掘調査、整理作業の過程で下記の各氏より指導、助言、協力を賜った。（敬称略・順不同）
文化庁、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、田中哲雄、渡部紘一、蒔田明史、澤田享、丸野内駿、丸野内胡桃、中島義晴、小野覚、石郷岡誠一、五十嵐一治

凡　例

1　遺物に注記されている名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園の略記号は、「JT」として、平成24年度調査の出土遺物の場合は「H24」を付した。したがって、平成24年度調査の出土遺物は、「H24JT」となっている。
2　図中には下記の略記号を用いた。
ＳＡ－柱列跡、ＳＢ－建物跡、ＳＤ－溝跡、ＳＦ－道路、ＳＫ－土坑、ＳＰ－柱穴、ＳＳ－礎石、ＳＸ－その他の遺構
3　図中の方位は、すべて真北を示す。
4　図中の地図には、秋田市管内図１／50,000を使用した。
5　実測図の中で、青磁は「青磁」の文字と　　、銅緑釉は「銅緑釉」の文字と　　、鉄釉は「鉄釉」の文字と　　の網掛けで図示した。
6　本文中の肥前系陶磁器については、大橋氏による編年区分（Ⅰ～Ⅴ期区分）に基づき行った（大橋2000、九州近世陶磁学会編2000）。

目　　次

序
例　言
凡　例

第１章　調査の概要…… 1
第１節　調査に至る経緯 …… 1
第２節　発掘調査の経過 …… 1
第３節　整理作業の経過 …… 2

第２章　遺跡の位置と環境 …… 4
第１節　地理的環境 …… 4
第２節　歴史的環境 …… 4

第３章　調査の方法と成果 …… 7
第１節　調査の方法 …… 7
第２節　層序 …… 7
第３節　検出遺構と出土遺物 ……12

第４章　まとめ ……30

写真図版
報告書抄録

第１章　調査の概要

第１節　調査に至る経緯

名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園は、江戸時代の元禄年間（1688 ～ 1704）に秋田藩３代藩主佐竹義処が近臣である大嶋小助に土地を与えて建てられた別荘で、当初は「得月店」と呼ばれていた（表１）。その後、寛保元年（1741）に大嶋家から５代藩主義峯に献上され、藩主の御休所として手が加えられ、９代藩主義和によって「如斯亭」と名づけられ、藩の迎賓館として活用された。藩政期以降の明治時代になると民間所有となり、昭和 27 年に県の史跡に指定された。その後、昭和 39 年に旅館如斯亭として建物や庭園が改変された。平成２年には旅館如斯亭の営業を停止し、旅館を取り壊し、如斯亭主屋南半部から南側は駐車場として利用されてきた。平成 17 年度には旧所有者により『如斯亭　如斯亭の歴史・庭園および建造物群に関する基礎調査報告書』（丸野内 2006）が刊行され、平成 19 年２月６日に国の名勝に指定された。

今後、如斯亭庭園を適切に保存・管理するために、平成 20、21 年度に「名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園保存管理計画書』を策定した（秋田市教育委員会 2010）。平成 22 年３月 29 日に、旧所有者から秋田市に寄贈され、土地の一部が個人所有であるため、平成 22 年８月 25 日に秋田市が管理団体となった。平成 23 年２月７日には南側の駐車場部分が追加指定され、名勝の一体的管理を行うこととなった。そして、如斯亭庭園の一般公開に向けて修復整備を行うこととし、修復整備に先立って藩政期以降に改変された部分があることから、平成 24 年度に発掘調査を行うこととなった。

第２節　発掘調査の経過

発掘調査は、藩政期以降に改変されたと考えられる部分を中心に、27 箇所の調査トレンチを設定した。平成24年４月24日より調査トレンチの設定を行い、調査前の現況写真を撮影した。５月１日から発掘調査機材の運搬およびアスファルト舗装の剥ぎ取りを行った。５月７日から駐車場部分である１号～４号トレンチ造成土の除去を行った。造成土除去後、５月14日～ 16日にグリッド杭の打設を行った。５月17日から１号トレンチの精査、６月27日から２、４号トレンチの精査、７月３日から４号トレンチ精査を行い、７月18日に庭園南側の駐車場部分の調査を終了した。７月17日から５号トレンチの御萱門跡の調査を開始し、８月１日に終了した。７月26日から庭園部分の調査に入り、６～ 27号トレンチの精査を行い、９月３日に終了した。８月29日には名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園整備指導委員会を開催し、発掘調査の報告を行い委員から指導を得た。精査と平行して進めていた実測作業を９月19日に終了した。９月20日から埋め戻し作業および撤収作業に入り、９月28日に終了し、全調査工程を終えた。なお、１～４号トレンチの埋め戻しに際しては、将来可能性のある再調査のために、検出遺構面に５～10cm の明褐色砂を敷いた後に、掘った土を埋め戻した。

発掘調査体制

調 査 期 間　　平成 24 年４月 24 日～９月 28 日

調 査 面 積　　761.2㎡

調査担当者　　秋田市教育委員会

調 査 体 制　　秋田市教育委員会文化振興室

文化振興室　室　　長　　髙　橋　明　道
参　　事　　加　藤　隆　子
室長補佐　　安　田　忠　市（発掘調査担当）
文化財担当
主席主査　　清　水　博　文（修復整備担当）
主　　査　　進　藤　　靖（発掘調査担当）
主　　査　　田　代　千佳子
主　　査　　神　田　和　彦（発掘調査担当・主務者）
主　　事　　井　川　幸　徳
臨時職員　　舘　岡　夕　希
調査作業員　鈴木銀一、三浦吉司、鈴木長司、佐々木昇三、鈴木慶子、鈴木鈴子、
加藤雅子、大森珠美
協 力 機 関　設計監理受託業者　公益財団法人　文化財建造物保存技術協会

第３節　整理作業の経過

10月10日より出土遺物（コンテナ15箱）の洗浄を開始した。10月22日から3月22日まで室内整理作業を実施した。接合（10月下旬）、注記（11月上旬）、実測（11月下旬～12月下旬）、遺物トレース（１月）、遺構トレース（11月～１月下旬）、写真撮影（２月）、概報編集作業・本報告準備作業（２～３月）を実施し、概報を印刷所へ入稿した。３月29日までに校正・製本を実施し、全工程を終了した。

整理作業体制

作 業 期 間　平成24年10月10日～平成25年3月22日
調査担当者　秋田市教育委員会
調 査 体 制　秋田市教育委員会文化振興室
文化振興室　室　　長　　髙　橋　明　道
参　　事　　加　藤　隆　子
室長補佐　　安　田　忠　市
文化財担当
主席主査　　清　水　博　文
主　　査　　進　藤　　靖
主　　査　　田　代　千佳子
主　　査　　神　田　和　彦（整理担当・主務者）
主　　事　　井　川　幸　徳
臨時職員　　舘　岡　夕　希
整理作業員　加藤雅子、大森珠美、武藤恵美子、今野祥子

表１　如斯亭庭園および周辺環境の変遷

西　暦	和　暦	藩　主	事　　項	出　典
1688 ～ 1704	元禄の頃	３代義処	・搦田御殿は大嶋某の別荘「得月店」と呼ばれていた。のち店を亭と改め得月亭と呼ぶ。 ・搦田園は初め近臣大嶋小助に賜うた地である。	人見焦雨『黒甜瑣語』 「義峯家譜」『佐竹家譜』
1688	元禄元年		・佐竹義処正月 21 日、城北添川邑湯沢に温浴。29 日帰城。	「義処家譜」『佐竹家譜』
1704	宝永元年	４代義格	・秋田藩儒太田翠陰「得月店記」を記す。	「酔月堂叢書」
1705	宝永２年		・高松藩儒雨森天水「得月店記」を記す。	「酔月堂叢書」
1728	享保 13 年	５代義峯	・今宮義透、茂木知亮「搦田別墅八景」を著す。	「如斯亭記　学舘命題文稿　完」
1741	寛保元年		・６月 10 日佐竹義峯、家臣大嶋左仲の搦田下屋敷とともに隣接する農家金左衛門田畑召し上げ、御休処とすることに決定。	『国典類抄』
			・６月 20 日佐竹義峯城北搦田園に遊ぶ。	「義峯家譜」『佐竹家譜』
1750	寛延３年	６代義真	・搦田御庭取毀	『国典類抄』
1772	安永元年	８代義敦	・佐竹義敦　搦田御休所再建の準備始める。	『国典類抄』
1775	安永４年		・佐竹義敦　搦田御休所御普請	
1781	天明元年		・佐竹義敦　八橋御屋敷にある金地絵の小襖戸を搦田御の小襖に転用。	
1782	天明２年		・佐竹義敦　搦田御休所御座敷二ノ間普請	
1789 ～ 1801	寛政の頃	９代義和	・佐竹義和　那珂通博に園内の十五景を選ばせて、論語の「‥逝者如斯夫不舎昼夜‥」を援用して搦田御休所を「如斯亭」と改める。	「如斯亭記　学舘命題文稿　完」
1830 ～	天保初年頃	10代義厚	・「穐田十二景詩歌並図絵」が記され、搦田の部分には津村洞泉によって如斯亭が描かれている。	「穐田十二景詩歌並図絵」
1871	明治４年頃		・如斯亭が那波家所有となる。	
1873	明治６年		・旧秋田藩主が集まり、藩主や如斯亭庭園を偲ぶ詩文を詠みあう。	「如斯亭雅集詠五篇 (軸物一幅)」
1895	明治 28 年		・如斯亭庭園が造園家長岡安平に「寛政頃完成し東山時代の構を伝えたと思われる東北では「無二の名園」と激賞される。	
1903 ～ 1907	明治 36 年 ～明治 40 年		・仁別藤倉水源地から大小屋までの水道工事に着手。 ・如斯亭庭園東側道路近辺に送水管が設置される。	『秋田市水道百年史』
1947	昭和 22 年		・那波家から丸野内家に譲渡される。	
1948	昭和 23 年		・如斯亭が「田園学舎」として使用される。 ・庭園内の空地を利用して椎茸栽培が行われた。	『一つの灯』
1952	昭和 27 年		・如斯亭庭園 1,213 坪が県史跡第１号として指定される。	
1958	昭和 33 年		・如斯亭付属農地（旧馬場、射圃）に秋田ヘルスセンターが設立される。	『一つの灯』
1964	昭和 39 年		・旅館如斯亭の一部として建物が改変され使用される。平成２年まで営業。	
1976	昭和 51 年～		・周辺の市道・県道・旭川橋が整備される。	

【参考文献】

人見焦雨「黒甜瑣語」（秋田県立図書館蔵）

『佐竹家譜』「義峯家譜」（秋田県公文書館蔵）

『佐竹家譜』「義処家譜」（秋田県公文書館蔵）

『酔月堂叢書』（大館市立中央図書館蔵）

『国典類抄』（秋田県公文書館蔵）

「如斯亭記　学舘命題文稿　完」（秋田県公文書館蔵）

「穐田十二景詩歌並図絵」（大館市立中央図書館蔵）

丸野内久 1981『一つの灯』ヒューマン・クラブ

秋田市上下水道局 2009『秋田市水道百年史』

第２章　遺跡の位置と環境

第１節　地理的環境

名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園（以下「如斯亭庭園」と呼ぶ）は、秋田市旭川南町地内、秋田平野中央部の北緯 39° 44′ 3 ″、東経 140° 7 ′ 44″（世界測地系：X＝ -29,286.728、Y =-60,382.576）で、標高約 10 ｍの地点に位置する（第１図）。

如斯亭庭園は、秋田市街地を流れる旭川左岸の自然堤防上の微高地に位置しており、西側約 100 ｍには旭川が流れている。旭川は太平山の西側に源を発し、市街地を貫流して太平川と合流して、秋田運河（旧雄物川）へと注ぐ延長約 22㎞の１級河川である。現在、如斯亭庭園周辺は宅地化されているが、旧地名は「搦田」（からみでん）と呼ばれており、かつては水田が広がる場所であった。江戸時代には山川の風景が広がる景勝地であり、西に旭川が流れ、北西には五庵山、東には推古山（手形山）などの里山のたたずまい、北東には太平山の山並みが広がる。このような周辺環境は、借景として如斯亭庭園を構成する重要な要素の一つであった（秋田市教育委員会 2010）。

第２節　歴史的環境

１ 周辺の遺跡

秋田市教育委員会が昭和 61 年から 63 年に実施した『秋田県秋田市遺跡詳細分布調査報告書』（秋田市教育委員会 1989）および『秋田県遺跡詳細分布調査報告書－改訂版－』（秋田市教育委員会 2002）に基づき、如斯亭庭園周辺の遺跡について概観する（第２図、表２）。

如斯亭庭園から南に約 1.5㎞の地点に久保田城跡（12）が所在する。久保田城は秋田藩主佐竹氏 12 代約 270 年間の居城で、現在の千秋公園一帯である。慶長７年（1602）に常陸国水戸城（茨城県水戸市）から秋田に転封された佐竹義宣（1570 ～ 1633）は、当初、旧領主安東実季（1576 ～ 1659）の居城であった湊城に入城した。しかし、湊城は狭小の平城であることから新城を築くことになり、慶長８年（1603）に着工し、同９年（1604）に湊城を破却し、久保田城へ移った。

如斯亭庭園の北西側の五庵山に山崎館（７、中世）、県指定史跡の万固山天徳寺（８、近世）、三嶽根遺跡（９、縄文・平安・中世）が所在する。天徳寺は佐竹氏の菩提寺である。如斯亭庭園の南西側に位置する推古山（手形山）の丘陵には、国指定史跡の平田篤胤墓（13、近世）、蛇野遺跡（14、縄文・奈良・平安・中世）、市指定史跡の柳沢遺跡（15、縄文）が所在する。さらに、如斯亭庭園北東側の手形山丘陵には、高梨台遺跡（２、縄文）、中台遺跡（３、縄文）、大松沢Ⅰ遺跡（４、縄文・平安）、大松沢Ⅱ遺跡（５、中世）、手形山窯跡（６、奈良・平安）、手形山南遺跡（10、平安）が所在する。

以上のように、如斯亭庭園周辺の旭川河岸段丘上には、縄文時代や古代の遺跡が集中する場所である。また、近世の遺跡としては、南に久保田城跡、西に万固山天徳寺、南東に平田篤胤墓などがあり、江戸時代の重要な遺跡が密集する場所でもある。

第 1 図　名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園位置図

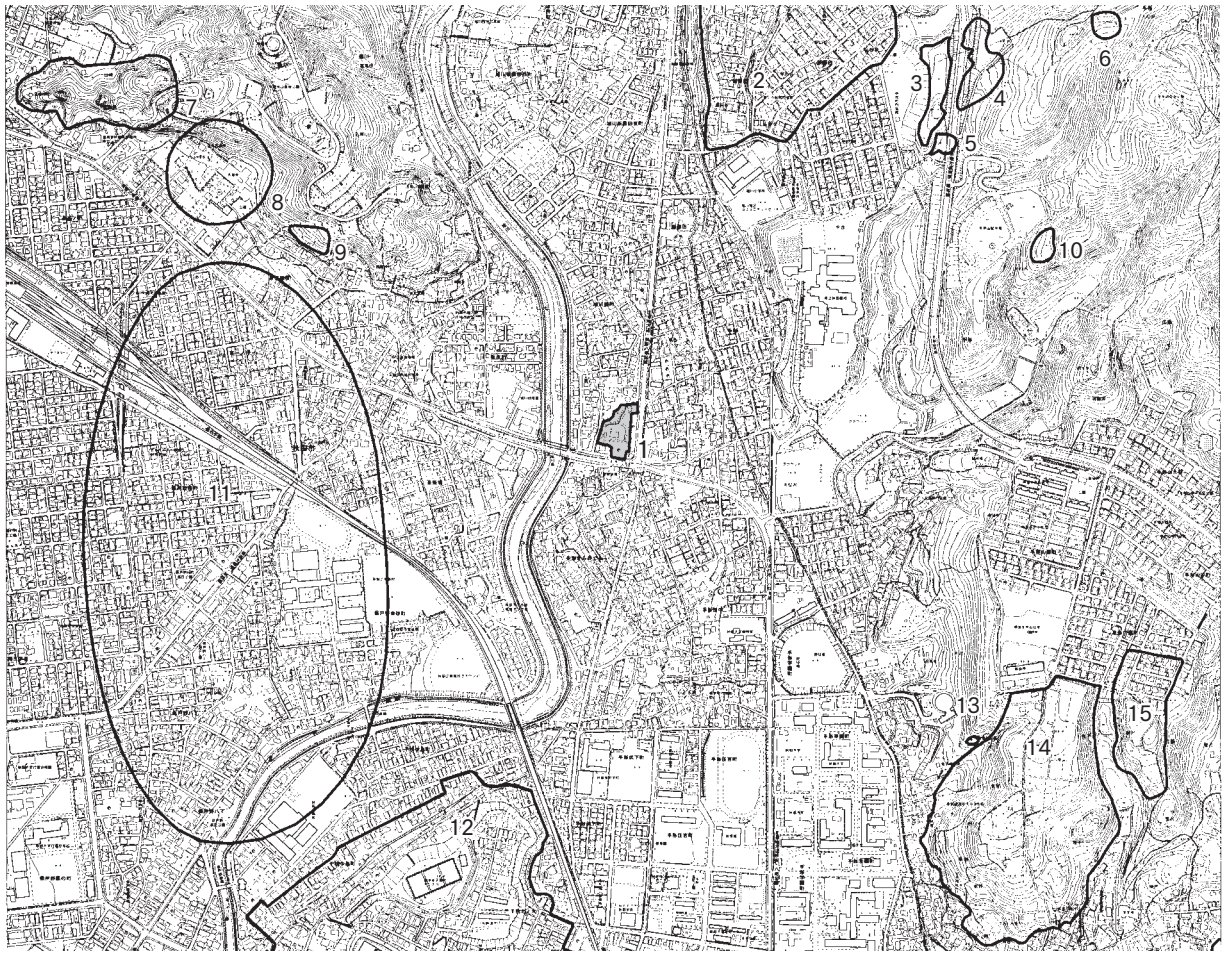

第２図　周辺の遺跡（S = 1/15,000）

表２　周辺遺跡一覧

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	遺構／遺物
1	如斯亭	庭園	秋田市旭川南町 2-73	近世	礎石建物２棟・門跡１棟・柱列跡２基、道路状遺構１基・柱穴 14 基・土坑４基／土師器・須恵器・陶器・磁器・鉄製品
2	高梨台遺跡	遺物包含地	秋田市新藤田字高梨台	縄文	縄文土器・石鏃・石匙・スクレイパー
3	中台遺跡	集落跡	秋田市手形字中台 58-1 ほか	縄文	竪穴住居跡１軒／縄文土器
4	大松沢Ⅰ遺跡	遺物包含地	秋田市手形字大松沢	縄文・平安	土器埋設遺構・土坑・掘立柱建物跡等／縄文土器・土師器・須恵器・陶器・石器
5	大松沢Ⅱ遺跡	遺物包含地	秋田市手形字大松沢	中世	中世陶器
6	手形山窯跡	窯跡	秋田市手形字大松沢	奈良・平安	半地下式無階無段登窯２基／須恵器（杯・蓋・甕・鉢等）
7	山崎館	城館	秋田市外旭川水口字山崎ほか	中世	郭・腰郭
8	万固山天徳寺	社寺	秋田市泉三嶽根 10	近世	
9	三嶽根遺跡	遺物包含地（城館）	秋田市泉三嶽根、五庵山	縄文・平安・中世	縄文土器・赤褐色土器
10	手形山南遺跡	集落跡・遺物包含地	秋田市手形字大松沢	平安	竪穴住居跡・堀跡・土坑・溝状遺構／土師器・須恵器・赤褐色土器・近世陶磁器・砥石
11	一ノ坪条里制遺構	条里制遺構	秋田市保戸野八丁、泉一ノ坪他	奈良・平安	
12	久保田城跡	城郭	秋田市千秋公園、千秋明徳町ほか	近世	建物跡・土坑・土取り穴／瓦・銅製品・鉄製品（釘等）・ガラス製品・陶磁器
13	平田篤胤墓	墓地	秋田市手形字大沢	近世	
14	蛇野遺跡	遺物包含地・城館	秋田市手形字蛇野、推子、大沢	縄文・奈良・平安・中世	石器・赤褐色土器
15	柳沢遺跡	集落跡	秋田市広面字柳沢	縄文	竪穴住居跡８軒・土坑１基／縄文土器（円筒下層ａ～ｄ）・石鏃・扁平打製石器・磨製石斧

第３章　調査の方法と成果

第１節　調査の方法

１　調査グリッドの設定

調査対象地である庭園全体に、一区画４ｍ×４ｍのグリッドを設定した（第３図）。各グリッドは世界測地系に基づいた座標軸である。グリッド南北軸は真北方向軸を示し、それに直行する東西軸を設定した。グリッド南北軸に算用数字、東西軸に２文字のアルファベットを付し、各グリッドの南東隅の交点で両者を組み合わせてグリッド名とした。したがって、各グリッドは、南東隅の杭の名称となる。また、主要なグリッド杭はベンチマークとし、標高座標を持ってきた。ベンチマークのグリッド杭の世界測地系座標と標高は下記のとおりである。

MA39（X=-29332.957,Y=-60374.830,H=10.385 m）、MB55（X=-29268.957,Y=-60378.830,H=8.666 m）

ＬＸ60（X=-29248.957,Y=-60362.830,H=11.606 m）、LV64（X=-29232.957,Y=-60354.830,H=9.228 m）

MH57（X=-29260.957,Y=-60398.830,H=7.627 m）

そして、藩政期以後、改変・欠失した部分を明らかにするため、各調査目的に応じて調査トレンチを設定した（第４図、表３）。

遺物の取り上げについては、グリッド名・層位名等を記録したグリッド上げを基本とし、適宜、出土地点を平面図に記録し、取り上げた。遺構平面図・断面図・土層断面図は、上記の世界測地系に基づいたグリッド杭を基準に１／20 の縮尺で作成した。適宜、調査進行管理のため１／100 の縮尺の概略図を作成している。遺構写真および調査トレンチ調査状況は、35㎜版のモノクロフィルムおよびリバーサルフィルムおよびデジタルカメラ（Jpeg･Raw 形式）で記録した。重要な遺構および全景写真については、適宜６×７ブローニー版のモノクロフィルムおよびリバーサルフィルムで記録した。

第２節　層序

調査地の基本層序は下記のとおりである。

１　駐車場部分（１～４Ｔ）

Ⅰ層　表土

Ⅰ－１～３層　アスファルトおよび砕石層（駐車場舗装造成土）

Ⅱａ層　褐色砂層（昭和 30 年代旅館建設時の造成土）

Ⅱｂ層　灰色砂層（昭和 30 年代旅館建設時の造成土）

Ⅲａ層　青灰色粘土に黒褐色粘土が混じる層（昭和 30 年代旅館建設時の造成土、旅館があった部分に造成されている）

Ⅲｂ層　褐灰色土層（MD47 付近にのみ分布、昭和 30 年代旅館建設時の造成土）

Ⅳａ層　黒褐色土層。炭化物を多く含む。（現在の如斯亭主屋南側部分に分布、かつて存在した如斯亭主屋南半部を解体・焼却し堆積した層）

Ⅳｂ層　暗褐色砂質土に小礫が混じる層（如斯亭主屋西部～南部にかけて分布、通路部分の整地層）

Ⅳｃ層　黄褐色粘土に灰白色粘土が混じる層（かつて存在した如斯亭主屋南側部分を高くした部分に用いた整地層、如斯亭主屋南半部の礎石はこの層で検出される）

Ⅳｄ層　褐色土層（通路東側に見られる盛土層）
Ⅳｅ層　黄褐色粘土層（４ＴのSB02の部分にのみ分布する整地層）
Ⅳ層　暗褐色土層（Ⅳａ～ｅ層の下部に認められ駐車場全域にみられる整地層。整地年代は17世紀末～18世紀前半）
Ⅴ層　黄褐色粘土層（地山・ローム層）

当該調査区において全体に分布するⅣ層からは、第１、３、４号トレンチで17世紀末～18世紀前半に属する肥前系陶磁器が多く出土していることから、整地年代は17世紀末～18世紀前半であると考えられる（第14図５、７、９、13、14、第15図19、20）。また、Ⅳｃ層上面出土の肥前系陶器も同じ年代であり、第３号トレンチ出土のものと接合することから、Ⅳｃ層はⅣ層の整地とほぼ同時に行われたものと考えられる。

２　第５号トレンチ基本層序（御萱門跡検出トレンチ）

門Ⅰ層　褐色土にコンクリートブロックおよび砕石が混じる層（宅地造成土）
門Ⅱａ層　灰褐色土層（南側盛土層のみ分布、土手状の高まりを形成）
門Ⅱｂ層　褐色土層（南側と北側に分布、整地層。整地年代は17世紀末～18世紀前半）
門Ⅱｃ①層　黄褐色粘土に灰白色粘土が混じる層（第５号トレンチ中央部分西側に分布）
門Ⅱｃ②層　灰黄褐色粘土に黒褐色粘土ブロックと灰白色粘土ブロックが混じる層（SB02（御萱門跡）部分周辺のみ分布）
門Ⅱｄ層　黒褐色粘土ブロックに灰褐色粘土ブロックが混じる層（第５号トレンチの基盤整地に使用）
門Ⅲ層　黄褐色粘土層（地山・ローム層）

門Ⅱｂ層から、17世紀末～18世紀前半の肥前系磁器皿が出土していることから、整地年代は17世紀末～18世紀前半であると考えられる（第15図22）。

３　庭園部分

庭園Ⅰ層　黒褐色土層（表土）
庭園Ⅱ層　褐色土層（築山造成土）
庭園Ⅲ層　黄褐色粘土に灰黄褐色粘土が混じる層（基盤整地層）

４　第18号トレンチ基本層序（清音亭周辺トレンチ）

茶室Ⅰ層　黒褐色土層（表土）
茶室Ⅱ層　灰黄褐色粘土（造成土）
茶室Ⅲ層　暗褐色土（整地層）
茶室Ⅲａ層　黄褐色粘土が混じる暗褐色土層（清音亭軒先部分のみ分布）
茶室Ⅲｂ層　小礫が混じる暗褐色土層（清音亭北側～流路の間に分布）
茶室Ⅳ層　黄褐色粘土（地山・ローム層）

駐車場部分のⅣｃ層、第５号トレンチの門Ⅱｃ①層と庭園部分の庭園Ⅲ層は類似しており、庭園を整地する際に頻繁に用いられた層である。また、駐車場部分のⅣ層と清音亭部分の茶室Ⅲ層も類似しており、庭園の建物部分の造成に用いられている層である。各調査トレンチにおける層序の類似関係は、第５図のとおりである。

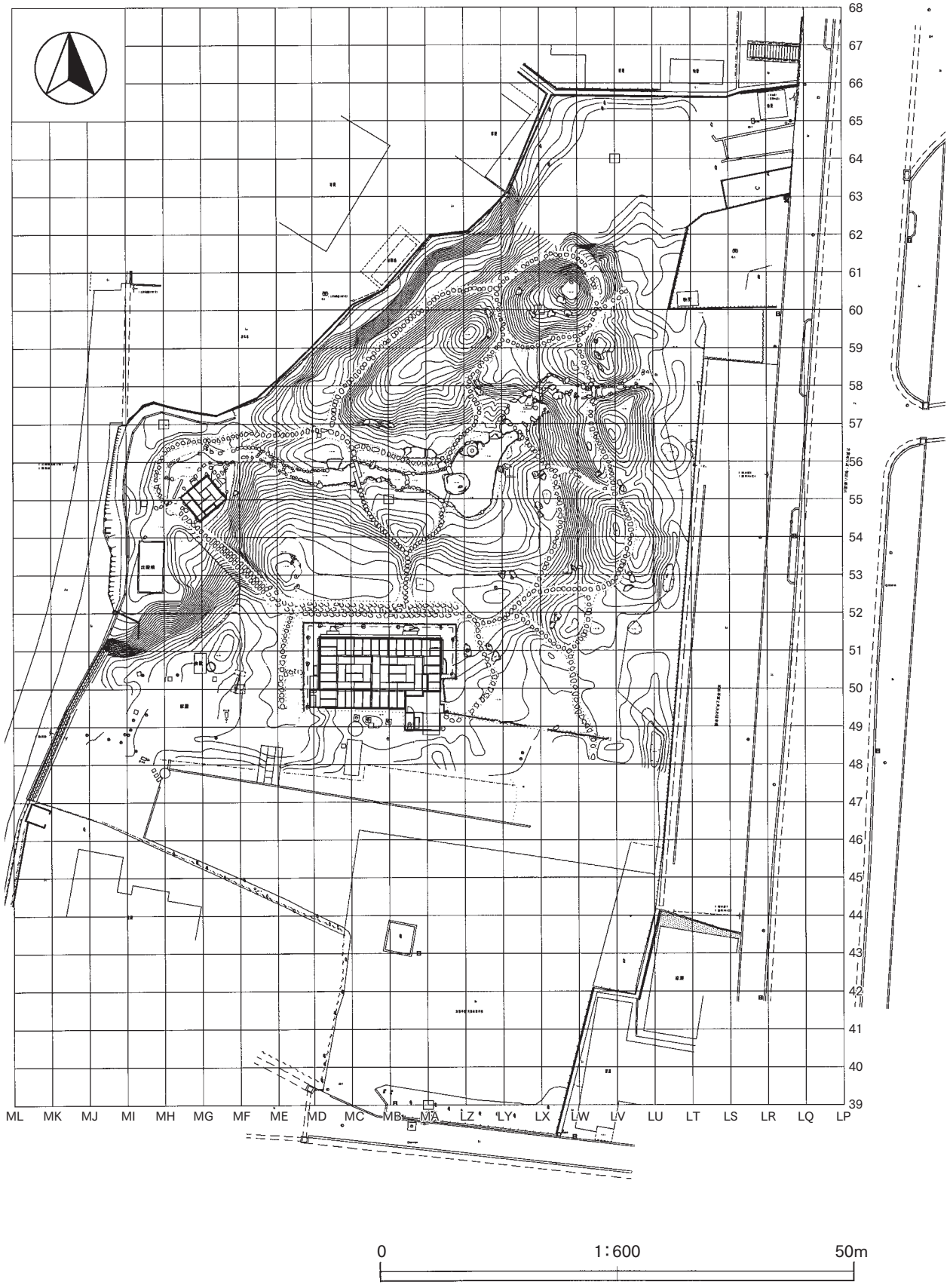
68
67
66
65
64
63
62
61
60
59
58
57
56
55
54
53
52
51
50
49
48
47
46
45
44
43
42
41
40
39
ML
MK
MJ
MI
MH
MG
MF
ME
MD
MC
MB
MA
LZ
LY
LX
LW
LV
LU
LT
LS
LR
LQ
LP
0
1:600
50m

第３図　グリッド配置図

第４図　調査トレンチ配置図

表３　調査トレンチ一覧

トレンチNo.	調　査　の　目　的	調査面積	調査面積内訳
1T	如斯亭主屋南半部の検出。南門から如斯亭主屋への通路等の確認。	410㎡	－
2T	南門から主屋へ続く通路の区画施設の確認。	14㎡	2 × 7m
3T	如斯亭庭園の南東部分の利用状況の確認。	45㎡	3 × 15m
4T	昭和 33 年作成図に描かれる「小屋」の確認。	131㎡	－
5T	御萱門と附属塀の確認。	51㎡	－
6T	靄然軒の遺構の確認。	18㎡	3 × 6m
7T	御萱門からの園路の確認。	7.2㎡	1.5 × 4.8m
8T		3㎡	3 × 1m
9T	園路および観耕台と清風嶺の確認。	5㎡	1 × 5m
10T	滝の上段部分の護岸の状況や流路の深さ等の確認。	2.5㎡	1 × 2.5m
11T		2.5㎡	1 × 2.5m
12T	滝の下段部分の護岸の状況や深さ等の確認。	10㎡	2 × 5m
13T	雪見灯篭の原位置・池の護岸状況の確認。	3㎡	1 × 3m
14T	池の護岸の状況や深さ等の確認。	2㎡	1 × 2m
15T	流路の護岸の状況や深さ等の確認。	2.5㎡	1 × 2.5m
16T		3㎡	1 × 3m
17T		2㎡	1 × 2m
18T	清音亭下への流路の確認。	15㎡	－
19T		1㎡	2 × 0.5m
20T	灯篭の位置確認。	1㎡	1 × 1m
21T	如斯亭主屋から清音亭への階段部分の確認。	3㎡	1 × 3m
22T	後補とされている飛石の設置前の園路の確認。	2㎡	1 × 2m
23T		2㎡	1 × 2m
24T		2㎡	1 × 2m
25T	池の延長部分の有無の確認。	15㎡	1.5 × 10m
26T	如斯亭主屋東側の空間利用の確認。	4㎡	2 × 2m
27T	庭園敷地隣接地の確認。	4.5㎡	1.5 × 3m
	合　計	761.2㎡	

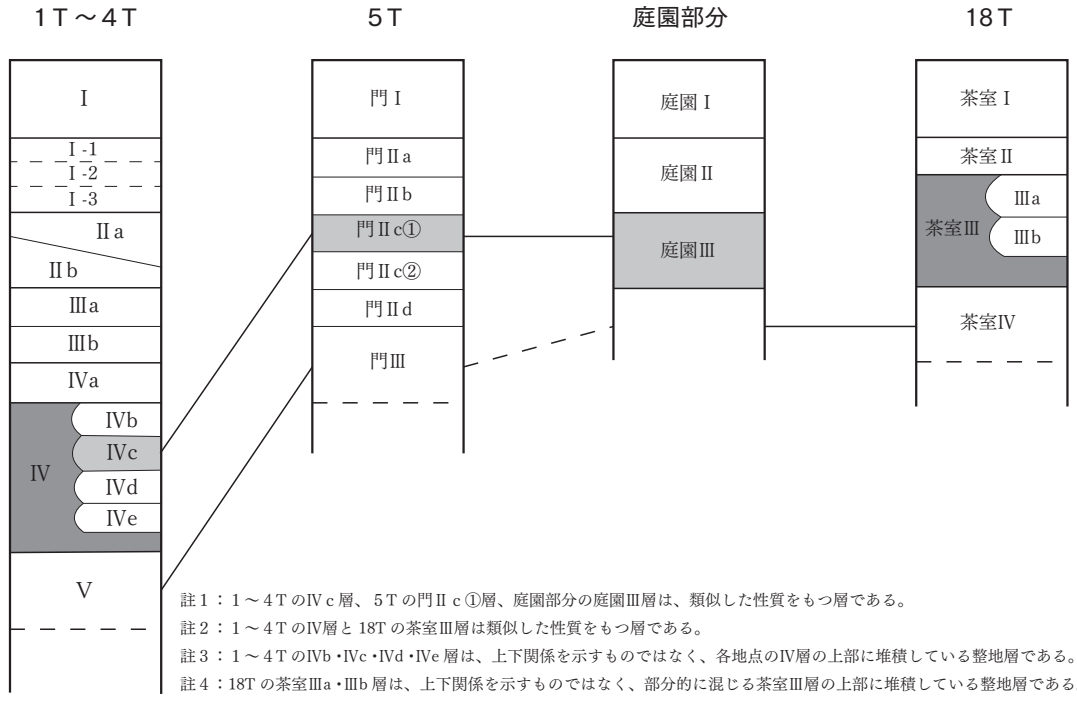

註１：１～４Ｔの Ⅳｃ層、５Ｔの門Ⅱｃ①層、庭園部分の庭園Ⅲ層は、類似した性質をもつ層である。
註２：１～４Ｔの Ⅳ層と 18T の茶室Ⅲ層は類似した性質をもつ層である。
註３：１～４Ｔの Ⅳb・Ⅳc・Ⅳd・Ⅳe 層は、上下関係を示すものではなく、各地点の Ⅳ層の上部に堆積している整地層である。
註４：18T の茶室Ⅲa・Ⅲb 層は、上下関係を示すものではなく、部分的に混じる茶室Ⅲ層の上部に堆積している整地層である。

第５図　如斯亭庭園基本層序柱状図

第３節　検出遺構と出土遺物

27 箇所の調査トレンチから、全体で建物跡（SB）３棟、柱列（SA）２基、土坑（SK）４基、溝跡（SD）２条、柱穴（SP）14 基、通路（SF）２箇所、便槽（SX）２基が検出された。

以下、各調査トレンチごとに検出された遺構・遺物について概要を述べる。

１　駐車場部分（１～４Ｔ）

第１～４号トレンチを設定し、調査を行った。かつては駐車場として利用されており、現状ではアスファルトが全面に覆われている。

第１号トレンチ（第９図、図版１-②、３-①）

昭和 30 年代に除却された如斯亭主屋南半部や、南門から如斯亭主屋西側へ取り付く通路等の検出のため、調査を行った。調査の結果、以下のことが判明した。

①如斯亭主屋南半部が存在した場所にⅣｃ層が確認され、その整地層に礎石が検出された。

②調査トレンチ内から礎石と考えられる大きな礫が 20 基確認され、６基が原位置を保っていると判断した（SS １、13、16、17、18、20）。また、ずれてはいるが、原位置に近いと考えられる礎石は７基確認された（SS ２、３、４、５、６、12、19）。このうち、SS ３、16、17 は比較的大型の礎石である。これらの礎石は、昭和 30 年代まで存在した如斯亭主屋南半部（SB01）の礎石であると考えられる。

③礎石の抜取穴であると考えられる SK01、02 が確認された。SK01 は礎石Ｇから５尺（約 150㎝）、SK02 は SK01 から４尺（約 120㎝）離れた位置で検出されており、ここに部屋が存在した可能性が考えられる。また、SD02 のように溝状遺構が確認され、何らかの排水設備が存在したと考えられる。

④ SS １の位置から、如斯亭主屋南半部（SB01）の西側は軒の出が４尺（約 120㎝）と考えられる。

⑤如斯亭主屋南半部（SB01）の南側に、玉石が敷かれていた。

⑥如斯亭主屋南半部（SB01）の南東隅から、SX01、02 が甕を伴って検出され、甕の内面付着物から便槽と考えられる。また、これらの甕の年代は、18 世紀～ 19 世紀前半であると考えられる（第 15 図 15、16）。

⑦如斯亭主屋南半部（SB01）の３箇所にⅣｃ層の硬化した部分が確認され、この部分の部屋は土間であった可能性が考えられる。

⑧以上のような如斯亭主屋南半部（SB01）の調査結果と、南半部が取り壊される前の昭和 30 年代に中村豪一級建築事務所により作成された如斯亭主屋平面図との対応をまとめたものが第 10 図であり、基本的に対応していることがわかる。

⑨如斯亭主屋南半部（SB01）の西側～南西～南側にかけて、硬化したⅣｂ層が確認された（SF01）。昭和 30 年代頃までにあったとされる通路（第７、８図）であると考えられ、西側では幅３ｍ、屈曲後の南側では幅２ｍであり、南から東に屈曲し、南側へ抜ける様子が確認された。また、通路（SF01）の東側にはⅣｄ層の堆積がみられ、土手状に盛土されていることが確認された。なお、Ⅳｂ層は如斯亭主屋南半部（SB01）西側でも一部確認されている（SF02）。

⑩第１号トレンチ全体に広がるⅣ層からは、年代が絞りこめる遺物として、17 世紀末～ 18 世紀前半の肥前系陶器が出土している（第 14 図５、７）。また、Ⅳｃ層からも同じ時期の肥前系陶器の出土がみられる。これらのことから、Ⅳ層は 17 世紀末～ 18 世紀前半の整地層であり、Ⅳｃ層も同時期のものであると考えられる。

第２号トレンチ（図版３-②）

南門から如斯亭主屋へ続く通路等を検出するため、調査を行った。調査の結果、第１号トレンチで確認されたⅣｂ層の硬化面が認められ、通路が南側へ屈曲し、延びていたと考えられる。ただし、各種配管によって撹乱を受けているため、正確な通路幅は不明であるが、第１号トレンチの調査結果により幅２ｍ程度と予想される。

第３号トレンチ（図版３-③）

如斯亭庭園の南東部分の利用状況を確認するため、調査を行った。調査の結果、全体にⅣ層の整地層が検出された。当該調査区西側で小礫が散布していた以外に、遺構は確認されなかった。当該調査区のⅣ層から17世紀末～18世紀前半に属すると考えられる肥前系陶磁器が出土しており、Ⅳ層の整地層はこの年代であると考えられる。

第４号トレンチ（第11図、図版２-①）

昭和30年代頃まで存在していたとされる「農家風小屋」（第７、８図）を確認するために調査を行った。調査の結果、以下のことが判明した。

①３間×３間のSB02が確認された。礎石は５基確認され、礎石は認められないが礎石があった場所に根石を詰めていたピットが５基確認された。当該建物は昭和30年代までに存在していた「農家風小屋」であると考えられる。

②建物は総柱式と考えられ、東西３間（135㎝＋135㎝＋135㎝、４尺５寸間隔）、南北３間（150㎝＋150㎝＋150㎝、５尺間隔）である。また、建物の周囲にⅣｅ層の黄褐色粘土層との境界線に小礫を直線的に組んでおり、建物西側・南西部で礎石から４尺（約120㎝）、南東部で６尺（約180㎝）の幅で分布する。

③確認された礎石の柱痕部分にモルタルが付着している。モルタルが建築時に付いたのであれば、当該建物は明治後半以降の建築であるが、補強としてモルタルを付けたのだとすれば江戸期に遡る可能性が考えられる。

④当該調査区のⅣ層からは17世紀末～18世紀前半の肥前系磁器が出土しており（第15図19、20）、SB02周辺の整地は当該期のものと考えられる。

２　庭園北東部御萱門調査トレンチ

第５号トレンチ（第12図、図版２-②）

古写真（図版11-③）で昭和30年代頃まで存在していたとされる御萱門と附属塀を確認するため、調査を行った。調査の結果、以下のことが判明した。

①古写真にあるような御萱門跡と考えられるSB03と、附属塀（SA01、02）が検出された。

②第５号トレンチ南側は、土手状の盛土を門Ⅱａ層と門Ⅱｂ層で造成していることが確認された。また、門Ⅱｂ層からは17世紀末～18世紀前半の肥前系磁器が出土しており（第15図22）、整地年代はおおむねこの時期であると考えられる。

③SB03P3・P4を中心として門Ⅱｃ②層が敷かれており、この範囲が門の範囲であったと考えられる。

④SB03P1・P3には柱痕跡が残っており、P3の柱は一辺18㎝角、P1は一辺15㎝角の柱と考えられる。柱穴の深さは、いずれも遺構確認面から約60㎝である。P2とP4は抜き取られているが、柱穴底面に柱痕が確認できた。

⑤ SB03P3・P4 の間は６尺（約 180㎝）で、SB02P1・P3 の間は２尺５寸（約 75㎝）である。

⑥ SB03 に取り付く附属塀の柱痕が確認された（SA01、02）。古写真に写っている斜めの支え柱の柱穴は、斜めに掘り込まれている SB03P5 と考えられる。附属塀の柱である SA01P1・P2、SA02P2 は直径 18㎝の丸柱、SA02P1 は直径 15㎝の丸柱であると考えられる。

⑦御萱門から庭園に入ると門Ⅱｃ①層が分布しており、通路として整地されたと考えられる。この整地層は、隣接する庭園部分の庭園Ⅲ層と類似している。

⑧ SA01P1・P2、SB03P1・P3 の柱痕跡および SB03P4 の柱抜取穴から釘が出土しており（第 16 図 25 ～ 31）、御萱門およびその付属塀の柱に使用された接合具であると考えられる。

３　庭園部分調査トレンチ

第６号トレンチ（図版４- ①）

十五景の一つである靄然軒（第６図）の遺構を確認するため、調査を行った。調査の結果、設定した調査トレンチからは遺構は検出されなかったが、調査区北側で大きな礫が埋まっていることが確認できた。ただし、これらの礫は原位置をとどめているものはなかった。

第７号トレンチ（図版４- ②）

御萱門からの園路の確認を行うため、調査を行った。調査の結果、御萱門方向へ園路が延びていることが確認された。

第８号トレンチ（図版４- ③）

御萱門からの園路を確認するため、調査を行った。調査の結果、御萱門方向から第７号トレンチに延びていた園路は、第８号トレンチの部分で延長部分が確認された。現在は園路として使用されていないが、かつてはこの場所に園路があったと考えられる。

第９号トレンチ（図版５- ①）

園路および十五景の観耕台と清風嶺（第６図）の遺構確認のため、調査を行った。調査の結果、遺構は確認できなかったが、当該トレンチ内の飛石は他の飛石と異なっており、きちんと庭園Ⅲ層に据えられている状況が確認でき、原位置を保っていると考えられる。

第 10、11 号トレンチ（図版５- ②、③、６- ①）

滝の上段部分の護岸の状況や流路の深さなどを確認するため、調査を行った。調査の結果、以下のことが判明した。

①護岸の石は庭園Ⅲ層にくい込んでおり、当初から原位置であることが確認できた。流路の幅も当初から改変はない。

②流路にコンクリート製のＵ字溝が布設されているが、玉石などを敷き詰めている状況は確認できなかったため、当初は土の流路であったと考えられる。

③第 11 号トレンチの滝に落ちる直前の流路部分には、水をある程度溜められるように、部分的に深く掘られている状況が確認された。

第 12 号トレンチ（図版６- ②）

滝の下段部分の護岸の状況や深さなどを確認するため、調査を行った。調査の結果、玉石が丁寧に敷き詰められている状態が確認された。調査前はモルタルで完全にふさがれていたが、モルタルを除去すれば全面に玉石が保存されていると予想される。また、滝壺の護岸の石周囲には庭園Ⅲ層がみられ、原

位置を保っていると考えられる。

第 13 号トレンチ（図版 6 - ③）

雪見灯篭の原位置や池の護岸状況を確認するため、調査を行った。調査の結果、後世における池の改変により、護岸等は検出されなかった。現在の池の護岸であるコンクリートは、庭園Ⅲ層を削って拡幅している状況が確認された。

第 14 号トレンチ（図版 7 - ①）

池の護岸状況や深さなどを確認するため、調査を行った。調査の結果、後世における池の改変により、護岸等は検出されなかった。現在の池の護岸であるコンクリートは、庭園Ⅲ層を削って拡幅している状況が確認された。

第 15 ～ 17 号トレンチ（第 13 図、図版 7 - ②、③、8 - ①）

流路の護岸状況や深さなどを確認するため、調査を行った。調査の結果、以下のことが判明した。

①護岸は庭園Ⅲ層の立ち上がりが確認でき、流路幅はさほど変化がないと考えられる。

②流路の底面には、コンクリートの破片が礫などと混って検出された。流路底部には、庭園Ⅲ層に類似した粘性の強い粘土層が確認され、小さな玉石が認められるなど、底面は凹凸がある。当初は全面に玉石が敷かれていた可能性が高いが、かなりの部分が除去されていると考えられる。

第 18 号トレンチ（第 13 図、図版 8 - ②）

清音亭下の流路を確認するため、調査を行った。調査の結果、以下のことが判明した。

①現在の清音亭の南側部分がコンクリートなどで約 20㎝ほど嵩上げされており、古写真（図版 12- ①～③）にみられる当初の流路幅が検出された。しかし、護岸礫や踏石などは一部移動している痕跡が確認される。

②古写真に写っている清音亭軒先の、支柱の礎石の抜取穴と考えられる SP12 が確認された。

③流路は清音亭の下をかすめるように検出され、清音亭の下に護岸礫の一部が検出される可能性がある。

第 19 号トレンチ（第 13 図、図版 8 - ③）

第 18 号トレンチの清音亭周辺で検出された流路の延長を確認するため、調査を行った。調査の結果、第 18 号トレンチで確認された流路の延長が確認された。流路は、現在の沈殿槽へ向かっている。

第 20 号トレンチ（第 13 図、図版 9 - ①）

古写真（図版 12- ③）に写る灯篭の位置を確認するため、調査を行った。調査の結果、灯篭の付近にあったと考えられる踏石が庭園Ⅱ層に乗っているため、この踏石は原位置を保っていると考えられる。しかし、灯篭がこの場所にあったという痕跡は確認されなかった。

第 21 号トレンチ（図版 9 - ②）

如斯亭主屋から清音亭への階段部分を確認するため、調査を行った。調査の結果、通路部分には庭園Ⅲ層が確認され、ウッドチップおよび飛石にする前は、庭園Ⅲ層の整地層のみの通路であったと考えられる。

第 22 ～ 24 号トレンチ（図版 9 - ③、10- ①、②）

後補とされている飛石の設置前の状況を確認するため、調査を行った。調査の結果、庭園Ⅲ層で整地後、両側に庭園Ⅱ層の築山造成土が盛られており、当初は庭園Ⅲ層の整地層のみの通路であったと考えられる。その後、ウッドチップと飛石が敷かれている。

第 25 号トレンチ（図版 10- ③）

池の延長部分の有無を確認するため、調査を行った。調査の結果、庭園の整地層である庭園Ⅲ層と築山造成土の庭園Ⅱ層が検出され、池の広がりは確認されなかった。

第 26 号トレンチ（図版 11- ①）

如斯亭主屋東側付近の空間利用を確認するため、調査を行った。調査の結果、庭園Ⅱ層が分布しており、北東側の緩やかな築山の一部であると考えられる。遺構が検出されないことから、空閑地であると考えられる。

第 27 号トレンチ（図版 11- ②）

庭園敷地隣接地の状況を確認するため、調査を行った。調査の結果、庭園の敷地境界線と考えられる土手状の高まりが検出された。当時は周囲にこのような土手を構築していた可能性が考えられる。土手状の高まりは庭園Ⅲ層で構成されている。

第６図　如斯亭十五景（秋田市教育委員会 2010）

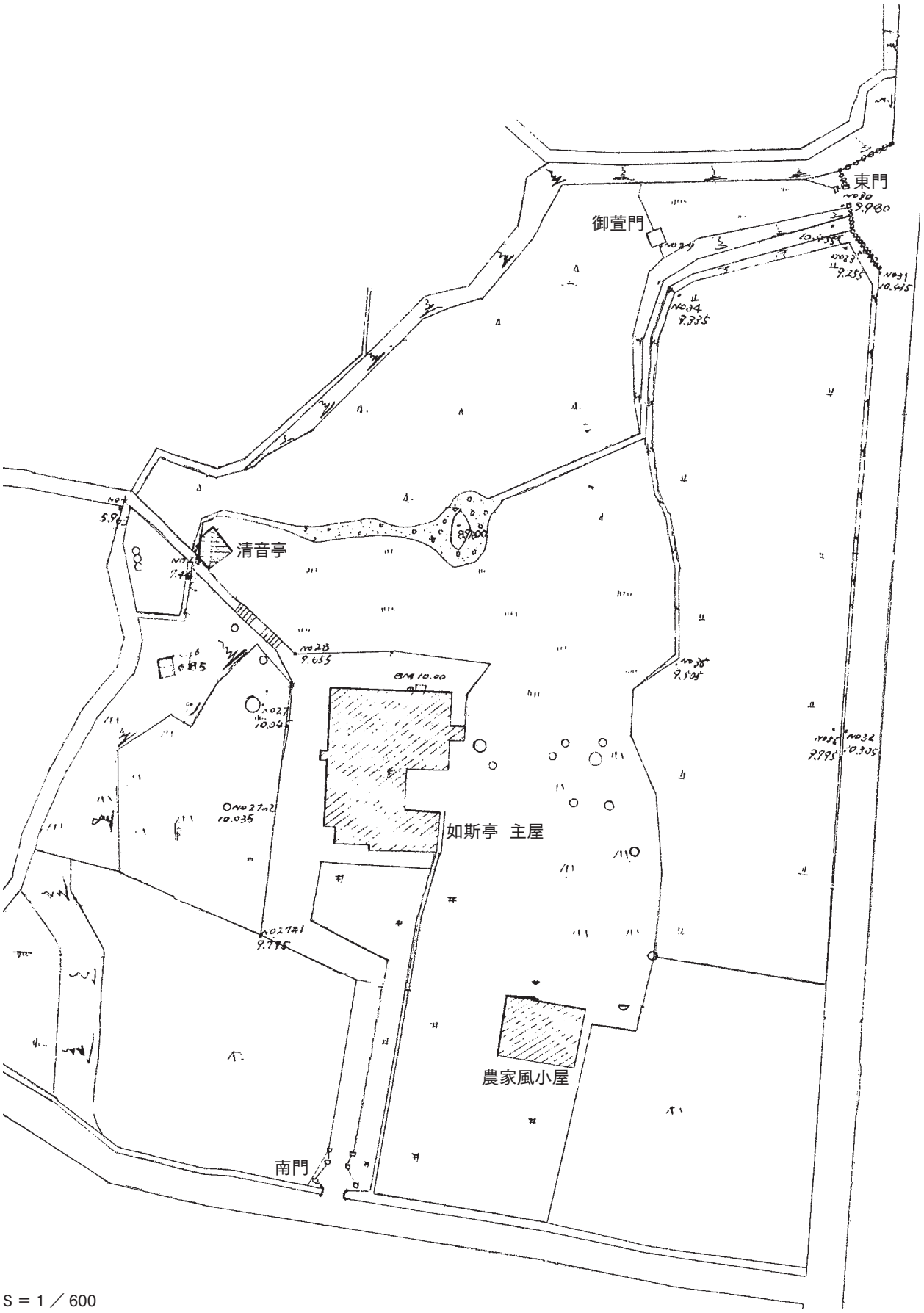

S ＝ 1 ／ 600

第 7 図　如斯亭位置図（丸ノ内家所蔵図面に加筆　昭和 33 年頃）

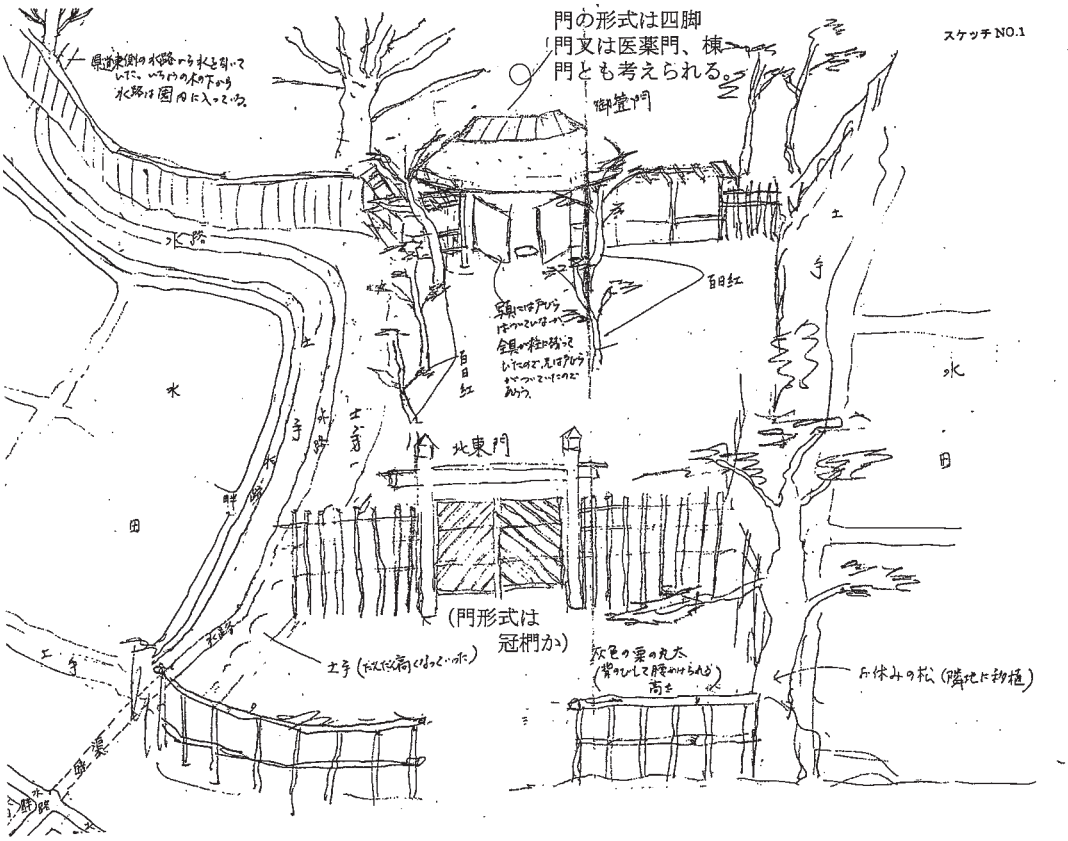

東側の御萱門・東門外側から

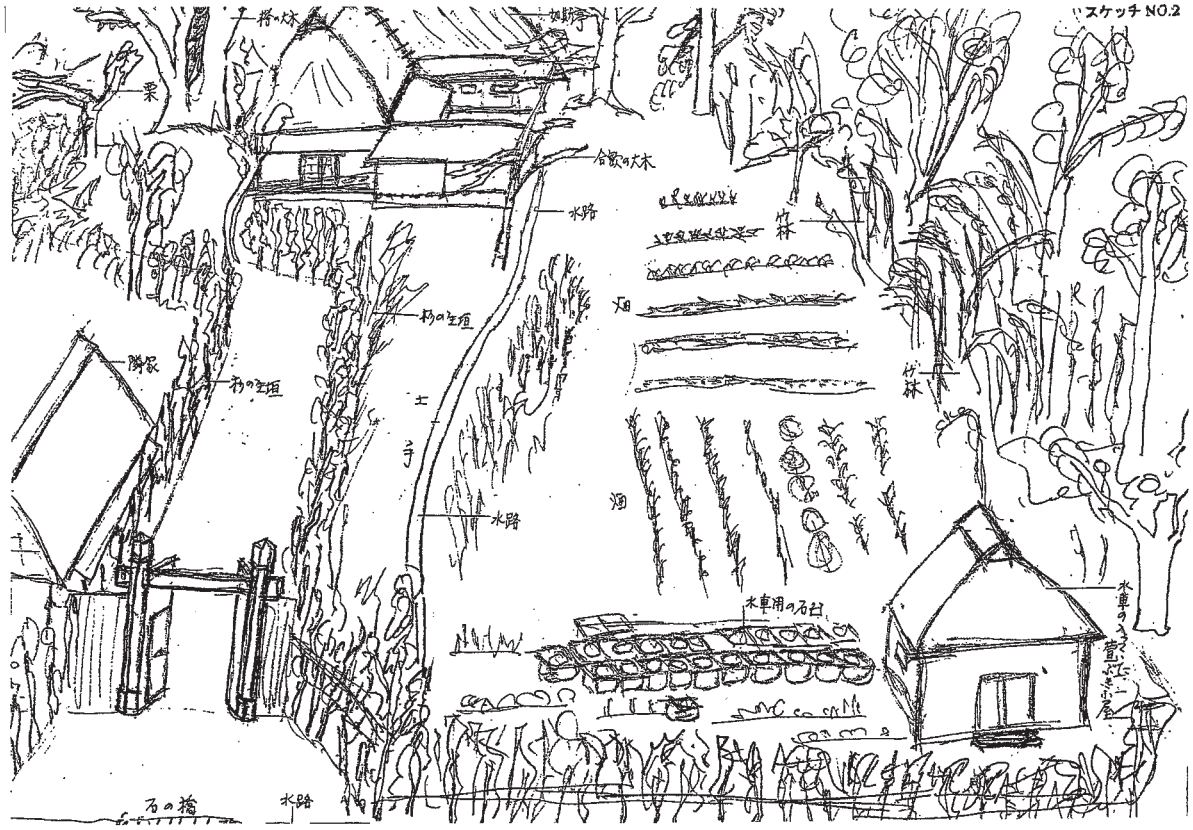

南側の南門外側から

第８図　昭和 30 年代の様子（丸ノ内駿氏作図・秋田市教育委員会 2010）

第９図　第１号トレンチ平面図

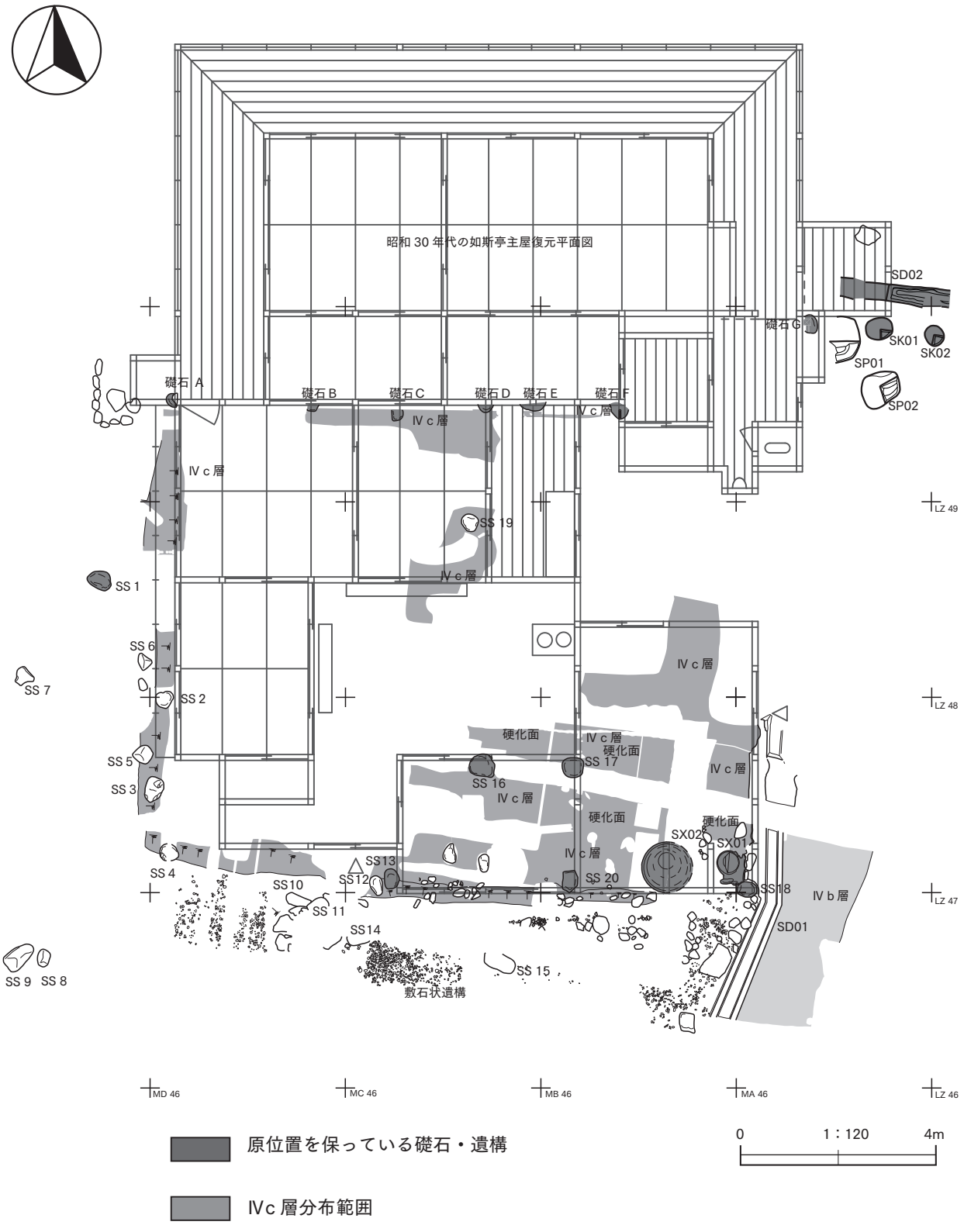

第 10 図　昭和 30 年代後半の中村豪一級建築事務所作成の平面図と第 1 号トレンチの調査結果の対応

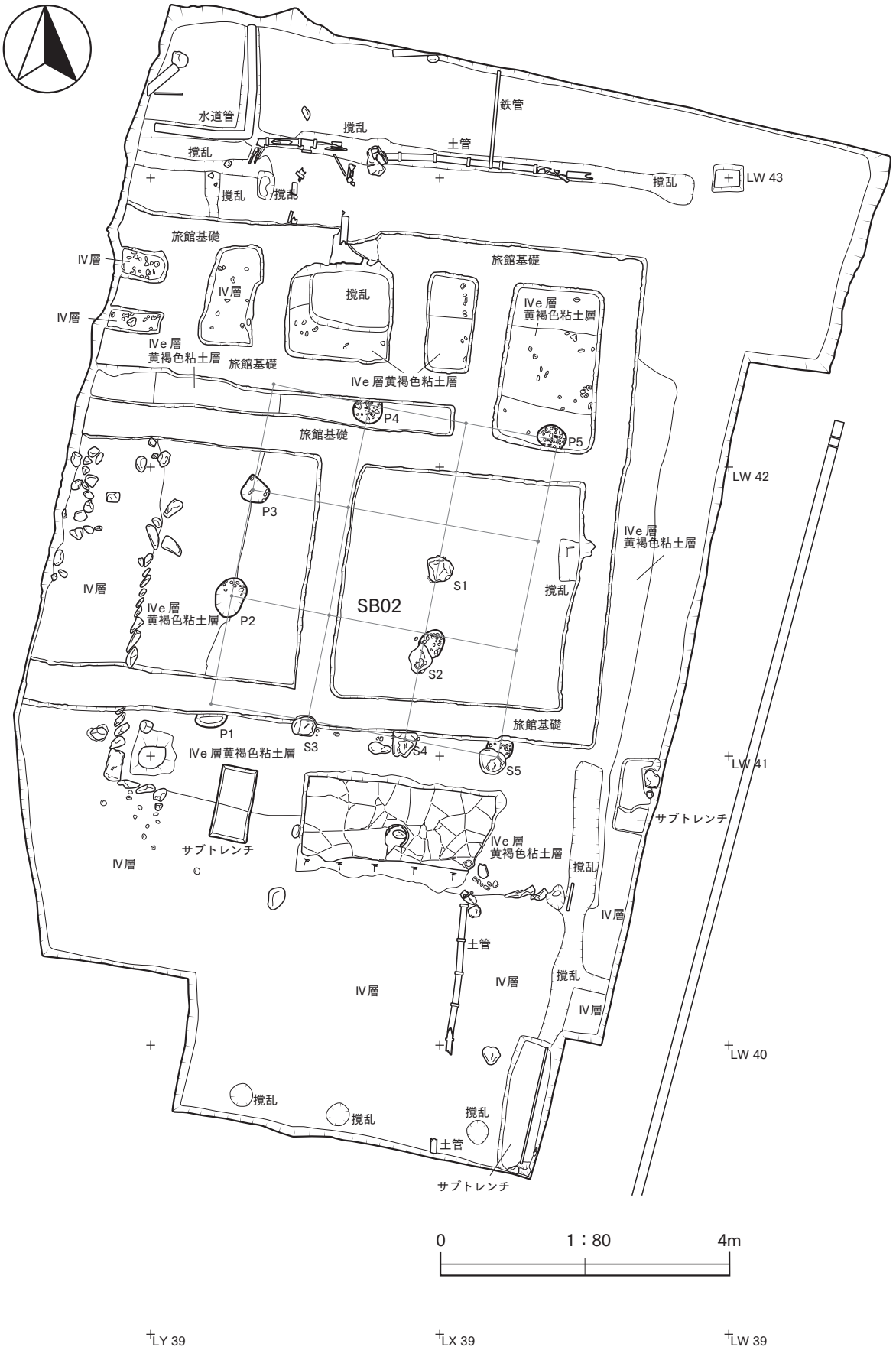

第 11 図　第４号トレンチ平面図

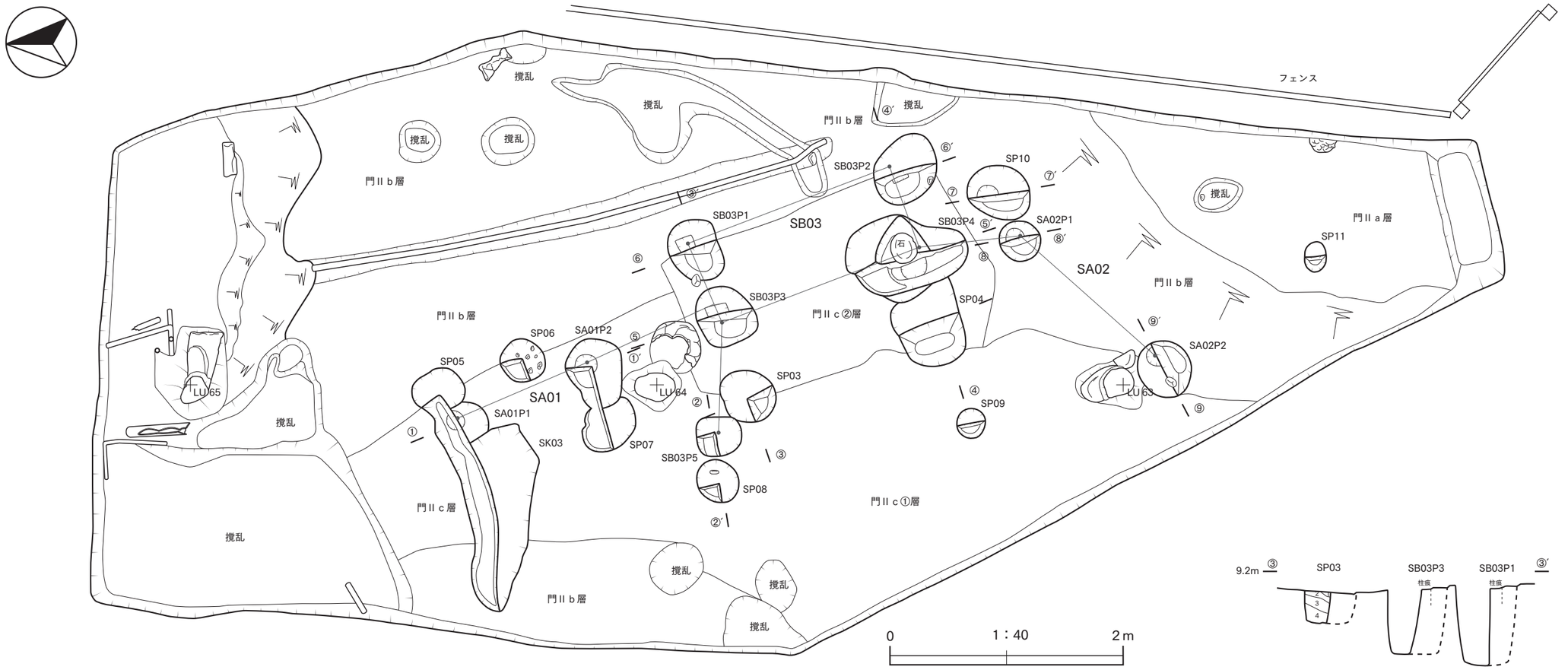

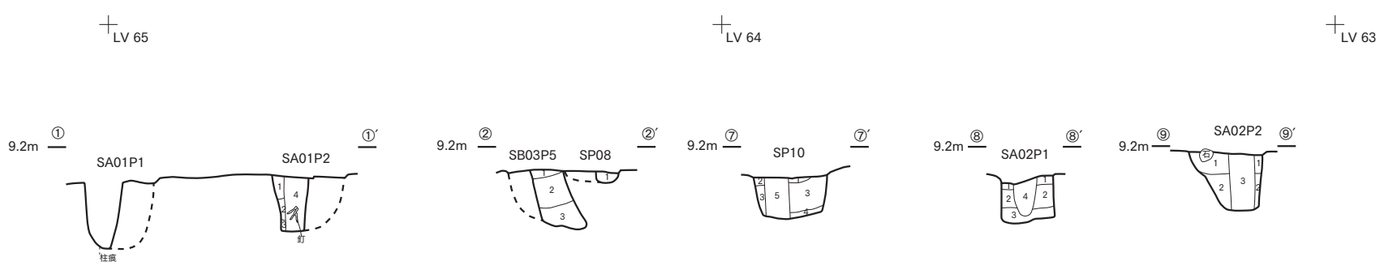

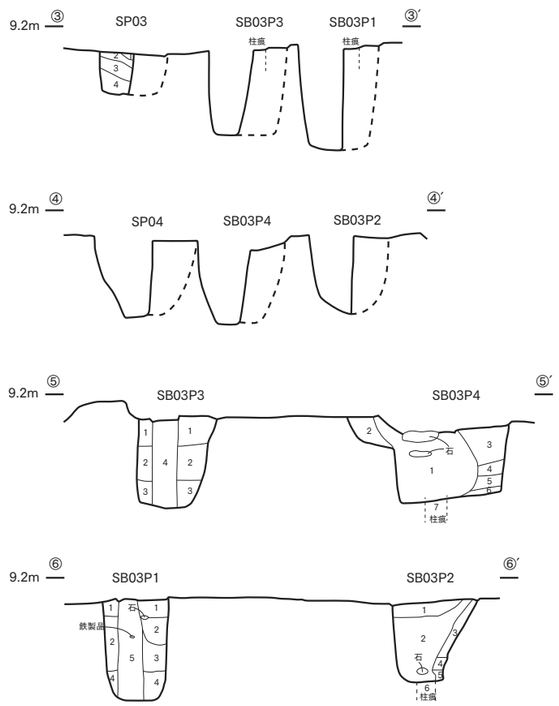

第 12 図　第５号トレンチ平面図・断面図

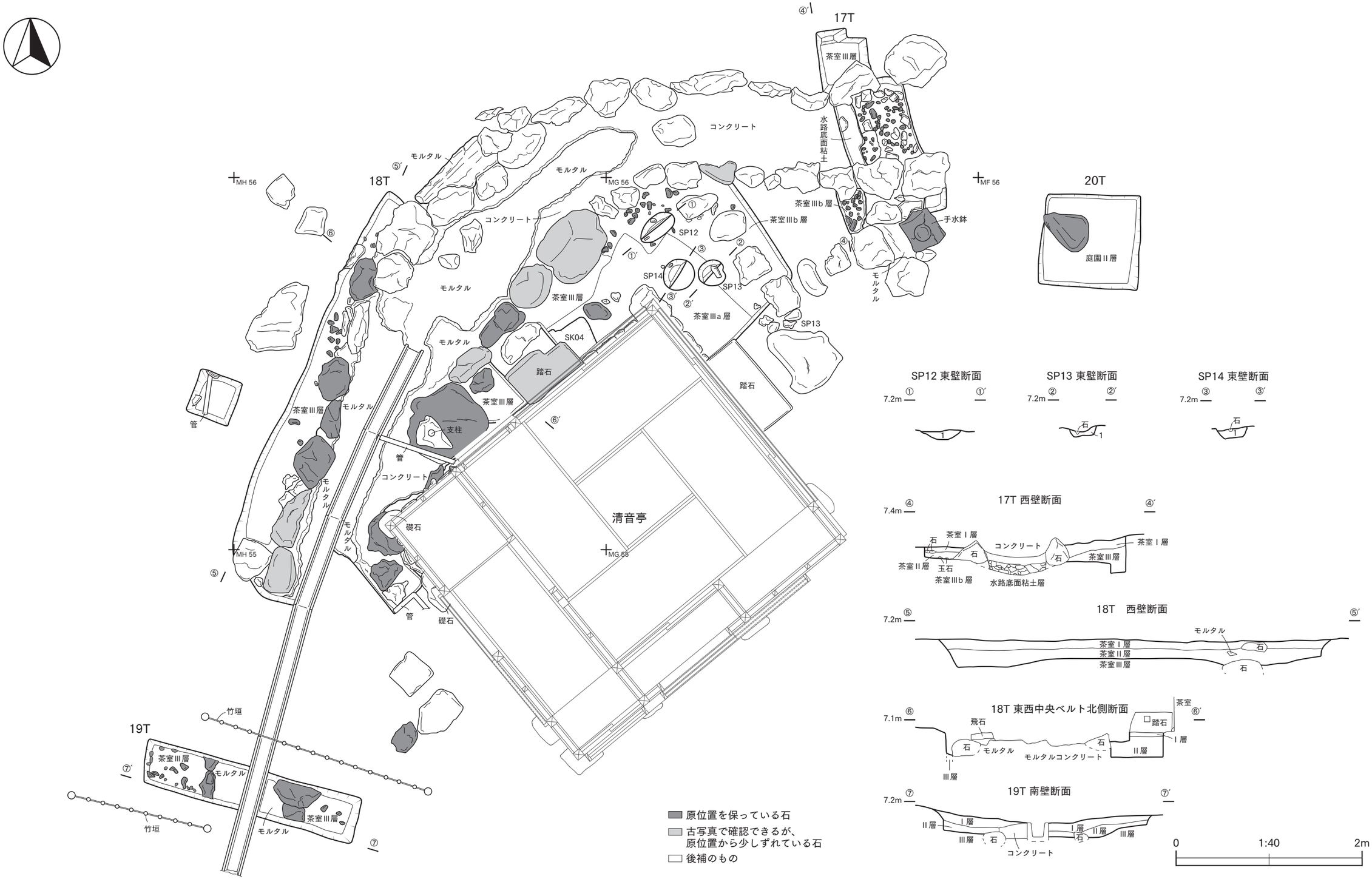

第 13 図　茶室周辺調査トレンチ平面図

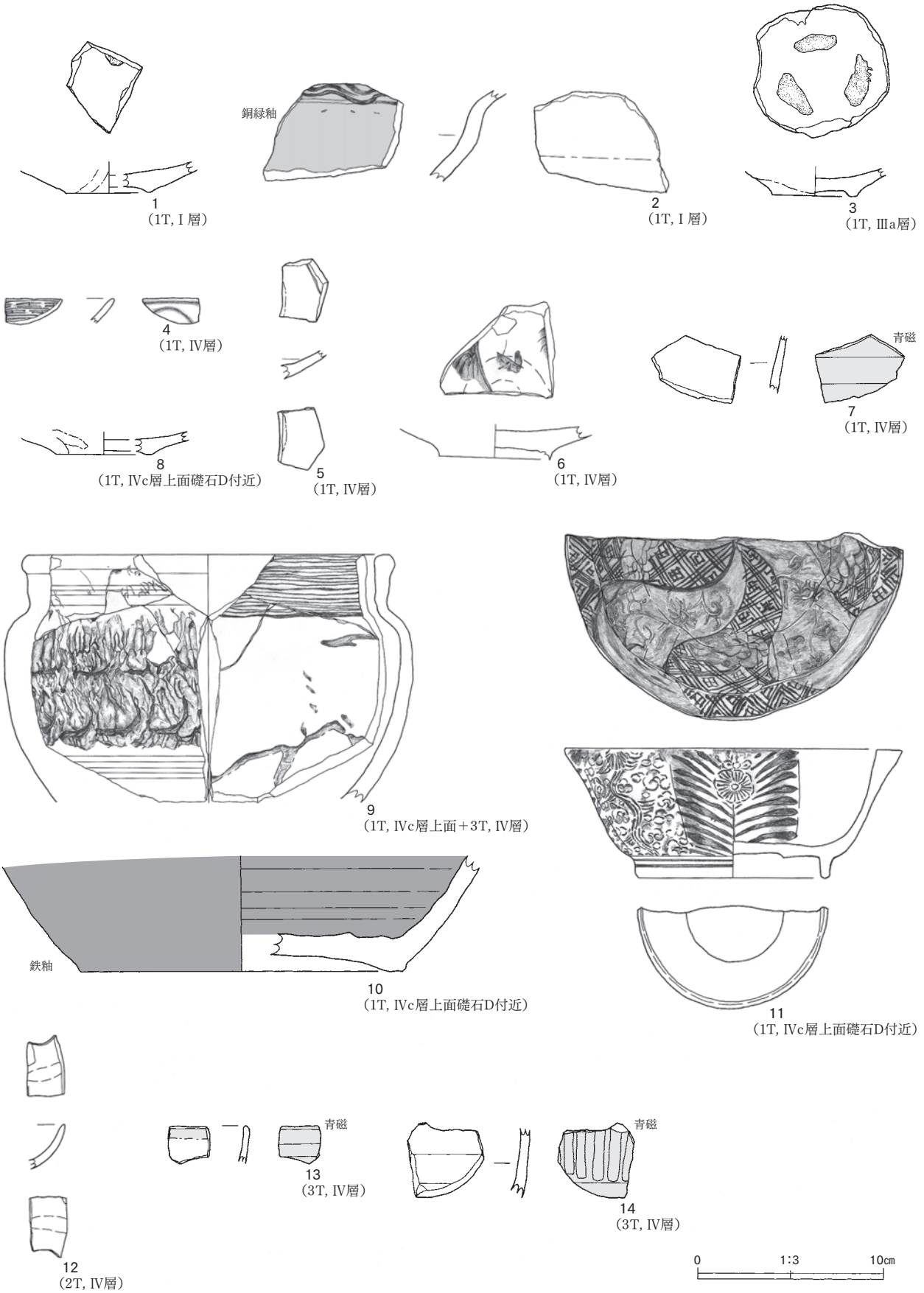

1
（1T, I 層）

2
（1T, I 層）

3
（1T, IIIa層）

4
（1T, IV層）

5
（1T, IV層）

6
（1T, IV層）

7
（1T, IV層）

8
（1T, IVc層上面礎石D付近）

9
（1T, IVc層上面＋3T, IV層）

10
（1T, IVc層上面礎石D付近）

11
（1T, IVc層上面礎石D付近）

12
（2T, IV層）

13
（3T, IV層）

14
（3T, IV層）

第 14 図　出土遺物（1）

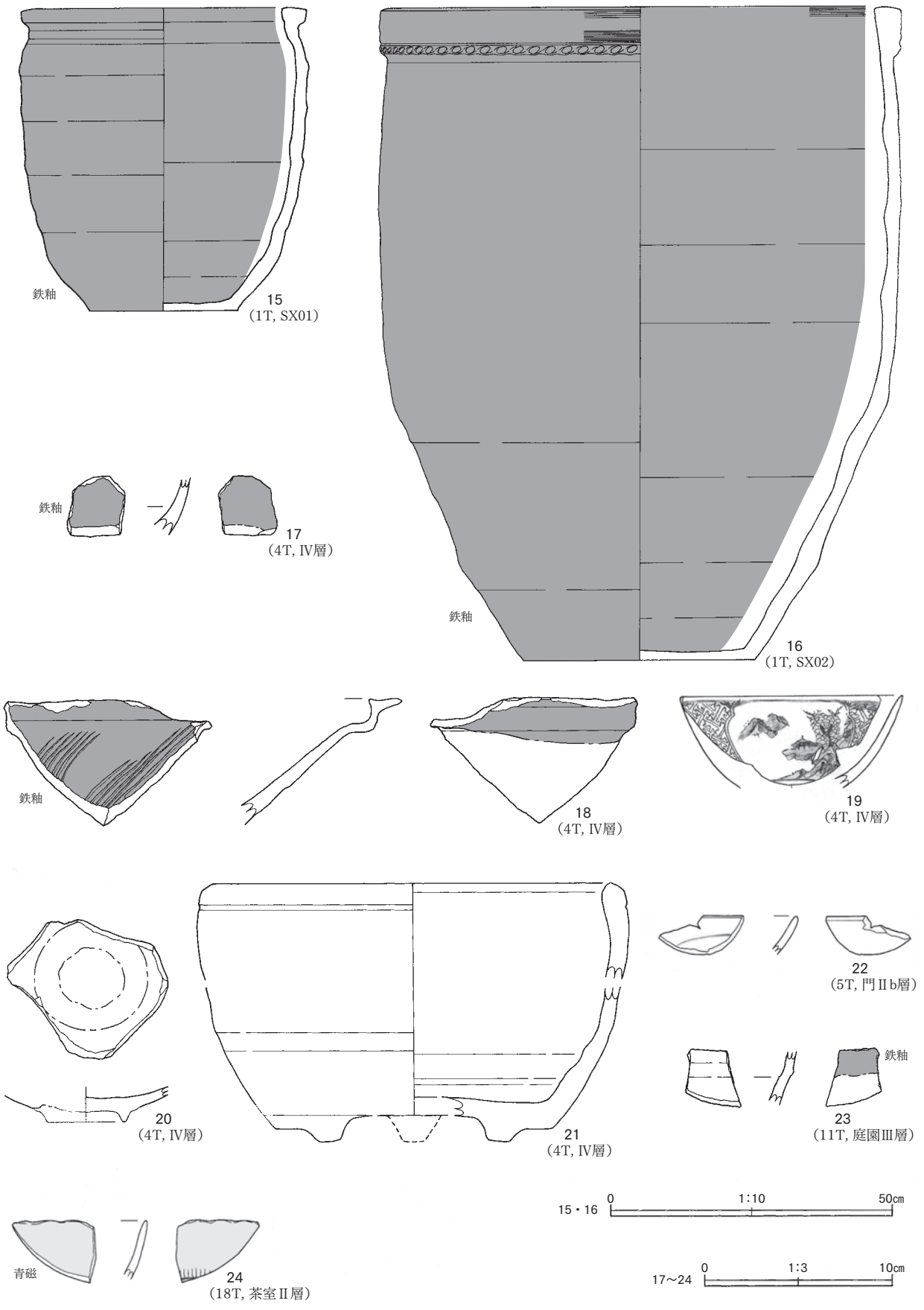
鉄釉
15
（1T, SX01）
鉄釉
16
（1T, SX02）
鉄釉
17
（4T, Ⅳ層）
鉄釉
18
（4T, Ⅳ層）
19
（4T, Ⅳ層）
20
（4T, Ⅳ層）
21
（4T, Ⅳ層）
22
（5T, 門Ⅱb層）
鉄釉
23
（11T, 庭園Ⅲ層）
青磁
24
（18T, 茶室Ⅱ層）
15・16　0　1:10　50cm
17～24　0　1:3　10cm

第 15 図　出土遺物（2）

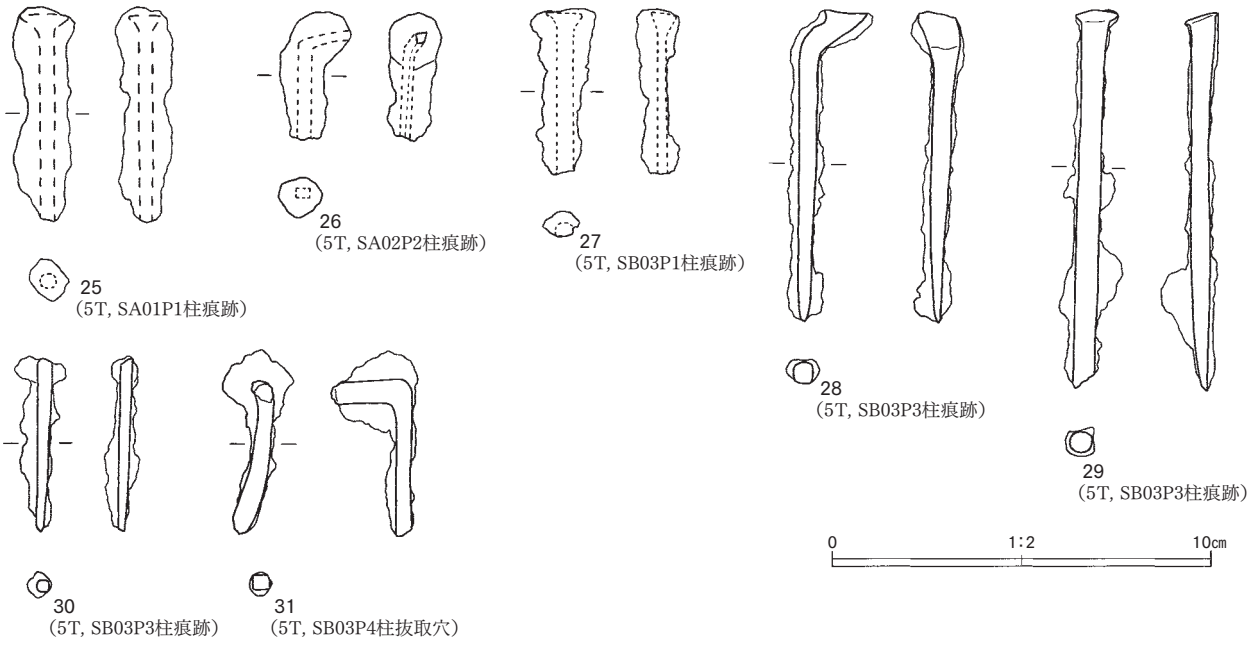

第 16 図　出土遺物（3）

表 4　遺物属性表

遺物 No.	図番号	トレンチ No.	層位・出土位置	グリッド	分類	器種	生産地	年　代	編年区分	特　徴
1	第14 図	1T	Ⅰ層	MA45	陶器	皿	肥前系	17C	肥前Ⅱ～Ⅲ期	砂目積み痕
2	第14 図	1T	Ⅰ層	MB44	陶器	鉢	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	銅緑釉
3	第14 図	1T	Ⅲa 層	MC46	陶器	皿	肥前系	17C	肥前Ⅱ～Ⅲ期	砂目積み痕
4	第14 図	1T	Ⅳ層	MA46	磁器	碗	肥前系	18C ～19C 前半	肥前Ⅳ～Ⅴ期	染付
5	第14 図	1T	Ⅳ層	MB44	磁器	皿	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	染付・蛇ノ目釉剥ぎ
6	第14 図	1T	Ⅳ層	MA43	磁器	皿	肥前系	18C ～19C 前半	肥前Ⅳ～Ⅴ期	染付
7	第14 図	1T	Ⅳ層	MC44	磁器	香炉	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	青磁
8	第14 図	1T	Ⅳc 層上面 礫石D付近	MB49	陶器	皿	肥前系	17C	肥前Ⅱ～Ⅲ期	灰釉
9	第14 図	1T	Ⅳc 層上面	MA47	陶器	甕	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	刷毛目塗り
	第14 図	3T	Ⅳ層	LV44						
10	第14 図	1T	Ⅳc 層上面 礫石D 付近	MB49	陶器	甕	不明	不明	－	内外面全面鉄釉
11	第14 図	1T	Ⅳc 層上面 礫石D 付近	MB49	磁器	鉢	不明	19C 後葉	－	染付、西洋コバルト
12	第14 図	2T	Ⅳ層	MB42	磁器	皿	肥前系	18C ～19C 前半	肥前Ⅳ～Ⅴ期	輪花
13	第14 図	3T	Ⅳ層	LX44	磁器	香炉	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	青磁
14	第14 図	3T	Ⅳ層	LV44	磁器	香炉	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	青磁
15	第15 図	1T	SX01	MA47	陶器	甕	不明	18C ～19C 前半		内外面全面鉄釉
16	第15 図	1T	SX02	MA47	陶器	甕	不明	18C ～19C 前半		内外面全面鉄釉
17	第15 図	4T	Ⅳ層	LW39	陶器	碗	不明	不明	－	鉄釉、天目茶碗
18	第15 図	4T	Ⅳ層	LV42	陶器	擂鉢	不明	17C 代か	－	内面前面鉄釉・ 外面上半鉄釉
19	第15 図	4T	Ⅳ層	LW39	磁器	碗	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	染付
20	第15 図	4T	Ⅳ層	LW40	磁器	皿	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	蛇ノ目釉剥ぎ
21	第15 図	4T	Ⅳ層	LW39	瓦質 土器	香炉	不明	不明	－	
22	第15 図	5T	門Ⅱb 層	LV63	磁器	皿	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	染付
23	第15 図	11T	庭園Ⅲ層	LW57	陶器	碗	不明	不明	－	鉄釉・天目茶碗
24	第15 図	18T	茶室Ⅱ層	MG55	磁器	皿	肥前系	17C 末～18C 前半	肥前Ⅳ期	青磁・輪花
25	第16 図	5T	SA01P1 柱痕跡		鉄製品	釘				
26	第16 図	5T	SA02P2 柱痕跡		鉄製品	釘				
27	第16 図	5T	SB03P1 柱痕跡		鉄製品	釘				
28	第16 図	5T	SB03P3 柱痕跡		鉄製品	釘				
29	第16 図	5T	SB03P3 柱痕跡		鉄製品	釘				
30	第16 図	5T	SB03P3 柱痕跡		鉄製品	釘				
31	第16 図	5T	SB03P4 柱抜取穴		鉄製品	釘				

第４章　まとめ

今回の発掘調査によって、27 箇所の調査トレンチから遺構・遺物が確認され、各地点において以下のようなことが判明した。

１　駐車場部分（１～４Ｔ）

(1) 昭和 30 年代まであったとされる、如斯亭主屋南半部（SB01）と考えられる礎石を確認できた。おおむね昭和 30 年頃に描かれた平面図に一致するものの、一部異なる部分もみられる。また、SS 3、16、17 は大きなものであり、如斯亭主屋はここで一つの区切りになる可能性があるが、遺物の年代、整地層の違いは考古学的には判断できなかった。これらの如斯亭（主屋）の基盤整地層（Ⅳ層および Ⅳｃ層）は出土した肥前系陶磁器の年代から 17 世紀末～ 18 世紀前半と考えられる。SX01、02 の便槽に使用されていた甕は、18 世紀～ 19 世紀前半のものと考えられるが、現在のところそれ以上年代を絞り込むことができず、この部分が当初から存在していたのか、後の増築であるのかは判断できない。

(2) 如斯亭主屋西側にはⅣｂ層が分布する通路（SF01）が確認された。昭和 30 年代までは存在していたと考えられる通路であり、南側の屈曲した箇所より北側が幅約３ｍ、南側で南門までの間が幅約２ｍである。

(3) 第４号トレンチで３間×３間の SB02 を確認することができた。これは旧所有者の記憶にある農家風小屋であると考えられる。正確な建築年代は不明であるが、少なくとも周辺の整地層（Ⅳ層）は 17 世紀末～ 18 世紀前半のものである。

２　庭園部分（５Ｔ～ 27 Ｔ）

(1) 第５号トレンチで、古写真（図版 11－③）の御萱門跡と附属塀跡の柱穴が確認された。御萱門周辺の整地層（門Ⅱｂ層）から、17 世紀末～ 18 世紀前半の肥前系磁器が出土していることから、第１～４号トレンチのⅣ層の整地年代とほぼ同時期に行われていると考えられる。

(2) 池部分は後世に削平が行われており、当初の形態はわからなかった。

(3) 流路・滝部分は、護岸部に庭園Ⅲ層の立ち上がりが確認されていることから、流路幅はさほど変化はないと考えられる。滝壺部分は玉石が敷かれている様子が確認できたが、第 10、11 号トレンチの滝壺上流部の流路では玉石は確認されなかった。また、第 15 ～ 17 号トレンチの流路底面は昭和 30 年代以降に撹乱されているが、玉石がかつて存在した可能性がある。

(4) 第 18 号トレンチ周辺の清音亭付近の流路はかなり改変されているが、基本的にはコンクリートの下にかつての流路が埋まっている。これらを整備の際に除去することにより、当時の流路が復元できるものと考えられる。

以上のように、考古学的手法により部分的にではあるが、如斯亭庭園の江戸期の遺構が確認できた。特に第１号トレンチの如斯亭主屋南半部（SB01）、第４号トレンチの「農家風小屋」（SB02）、第５号トレンチの御萱門（SB03）が確認された。また、これらの遺構が構築される整地層（Ⅳ層および 門Ⅱｂ層）の年代は、17 世紀末～ 18 世紀前半であると考えられる。これは、如斯亭庭園の変遷を考えると、３代藩主佐竹義処が元禄年間（1688 ～ 1704）に、大嶋小助に与えて建てた別荘である「得月店」の時代に相当し、本庭園の基本的な整地は当該期に行われたと考えられる。その後、建物や庭園の細部については、

９代藩主佐竹義和により「如斯亭」と名を改めた寛政頃や、それ以降に行われた可能性があるが、今回の調査では判断できなかった。このような調査結果を踏まえ、今後一般公開に向け整備していきたいと考えている。なお、今回は概要報告であり、本報告は修復整備後に刊行する予定である。

引用・参考文献

秋田市教育委員会 1989『秋田県秋田市遺跡詳細分布調査報告書』

秋田市教育委員会 2002『秋田県秋田市遺跡詳細分布調査報告書－改訂版－』

秋田市教育委員会 2010『名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園保存管理計画書』

大橋康二 2000『肥前陶磁』ニューサイエンス社

九州近世陶磁学会編 2000『九州陶磁の編年－九州近世陶磁学会 10 周年記念－』

丸野内胡桃 2006『如斯亭　如斯亭の歴史・庭園および建物群に関する基礎調査報告書』

① 如斯亭庭園全景（北西から）

② 第 1 号トレンチ調査状況全景（南東から）　如斯亭主屋南半部（SB01）・通路（SF01）の検出状況

図版 1

① 第 4 号トレンチ調査状況全景（南西から）　農家風小屋（SB02）検出状況

② 第 5 号トレンチ調査状況全景（西から）　御萱門跡（SB03）検出状況

図版 2

① 第 1 号トレンチ
（南西から）
通路（SF01）検出状況

② 第 2 号トレンチ調査状況
（東から）
通路（SF01）検出状況

③ 第 3 号トレンチ調査状況
（西から）
庭園南東部の確認

図版 3

① 第 6 号トレンチ調査状況全景
（東から）
靄然軒の確認

② 第 7 号トレンチ調査状況全景
（南西から）
御萱門からの園路確認

③ 第 8 号トレンチ調査状況全景
（南から）
御萱門からの園路確認

図版 4

① 第 9 号トレンチ調査状況
（東から）
園路および観耕台と清風嶺の確認

② 第 10 号トレンチ調査状況
（西から）
滝上段部分の流路確認

③ 第 10 号トレンチ調査状況
（東から）
滝上段部分の流路確認

図版 5

① 第 11 号トレンチ調査状況
（北東から）
滝上段部分の流路確認

② 第 12 号トレンチ調査状況
（西から）
滝下段部分の確認

③ 第 13 号トレンチ調査状況
（北から）
池の護岸部分確認

図版 6

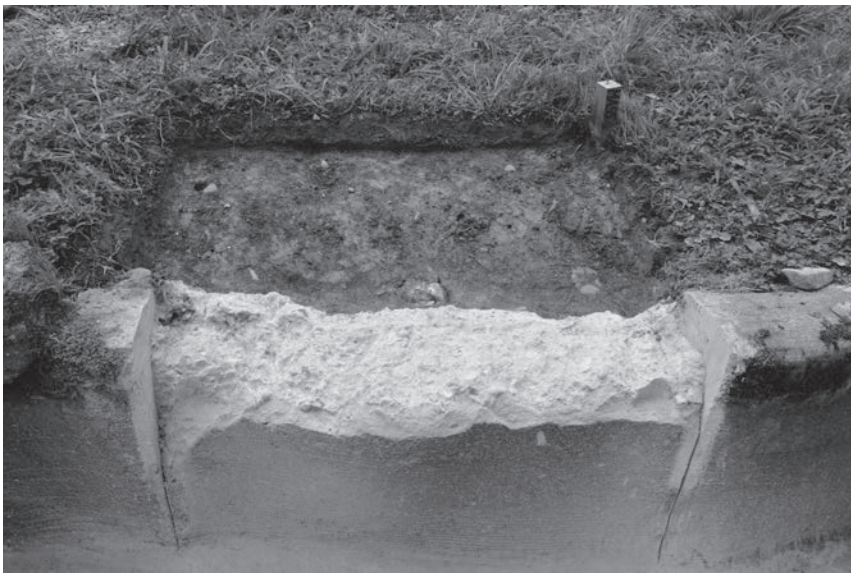

① 第 14 号トレンチ調査状況
（北から）
池の護岸部分確認

② 第 15 号トレンチ調査状況
（南から）
流路の確認

③ 第 16 号トレンチ調査状況
（南から）
流路の確認

図版 7

① 第 17 号トレンチ調査状況
（南から）
流路の確認

② 第 18 号トレンチ調査状況
（南から）
清音亭周辺の流路確認

③ 第 19 号トレンチ調査状況
（南から）
清音亭周辺の流路確認

図版 8

① 第 20 号トレンチ調査状況
（西から）
灯篭の位置確認

② 第 21 号トレンチ調査状況
（北西から）
如斯亭主屋から清音亭の階段部分
確認

③ 第 22 号トレンチ調査状況
（南から）
飛石設置前の園路確認

図版 9

① 第 23 号トレンチ調査状況
（南から）
飛石設置前の園路確認

② 第 24 号トレンチ調査状況
（南から）
飛石設置前の園路確認

③ 第 25 号トレンチ調査状況
（東から）
池の延長部分確認

図版 10

① 第 26 号トレンチ調査状況
（南から）
如斯亭主屋東側の空間利用確認

② 第 27 号トレンチ調査状況
（北西から）
庭園敷地隣接地の確認

③ 古写真　御萱門
（南西から）

図版 11

① 古写真　清音亭周辺
（西から）

② 古写真　清音亭周辺
（西から）

③ 古写真　清音亭周辺
（南から）

図版 12

報　告　書　抄　録

ふりがな	めいしょうきゅうあきたはんしゅさたけしべってい（じょしてい）ていえん
書名	名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園
副書名	修復整備に伴う発掘調査概報
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	神田和彦
編集機関	秋田市教育委員会
所在地	〒010-0951 秋田県秋田市山王二丁目１番53号山王21ビル内 TEL 018-866-2246 FAX 018-866-2252
発行年月日	2013年３月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園	秋田市旭川南町地内	05201	230	39° 44′ 3″	140° 7′ 44″	20120424～ 20120928	761.2	修復整備に伴う発掘調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園	庭園	近世	建物跡３棟 柱列跡２基 溝跡２条 土坑４基 柱穴14基 通路２箇所 便槽２基	土師器・須恵器・陶磁器・木製品・鉄製品	昭和30年代までにあったと考えられる主屋南半部・御萱門・農家風小屋を確認した。

要約

遺跡は、秋田市街地を流れる旭川左岸の自然堤防上に立地している。各トレンチから昭和30年代まで存在していた遺構が確認された。第１号トレンチにおいては、現存する主屋の南半部が確認された。第４号トレンチでは、３間×３間の建物が確認された。５号トレンチでは、御萱門跡が確認された。また、これらの遺構が構築された基盤となる整地層（Ⅳ層・門Ⅱｂ層）は、17世紀末～18世紀前半と考えられ、庭園が整備された元禄年間（1688～1704）にほぼ相当すると推測される。その他、庭園部分の調査トレンチでは、昭和30年代以降に改変される前の流路や滝の様子が確認された。

秋田市

名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園

― 修復整備に伴う発掘調査概報 ―

印刷・発行　平成 25 年 3 月

編集・発行　秋田市教育委員会

〒 010-0951

秋田市山王二丁目 1 番 53 号　山王 21 ビル内

TEL 018-866-2246　FAX 018-866-2252

印　　刷　秋田活版印刷株式会社